

第二回 參 議 院 農 林 委 員 会 会 議 錄 第 七 号

昭和二十三年六月十一日(金曜日)午後
一時二十九分開會

○本日の會議に付した事件

○農業取締法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(補見義男君)

それでは只今

から委員會を開會いたします。かねて

審査をいたしておりました農業取

締法案が衆議院で可決されまして、本

院に回付されましたので、これから正

式の審査に入ります。大體質疑は豫備

審査の際において、終了に近くなつて

おりましたが、尙一、二残つておるよ

うござりますので、この際その質疑

をやつて頂きましたが、尙一、二残つておるよ

うござりますが、これらから正

式の審査に入ります。

○西村文四郎君 簡單にもう一言お伺

いして置きたいと思います。

農業の中では、非常に生産が不足で統

制の必要があるといふものの中で、除

害剤を原料とする品種が三種類ほどあ

りますが、これが最近その

統制の價格も数量も解きたいといふ

者の切なる聲がありまして、役所の方

でいろいろと協議をいたしておるよ

うあります。が、私は先刻も申上げま

す。

○政府委員(平野善次郎君) 今除害剤

の統制について御説明がありました。

農業の必要な数量が確保されないと

れば、これは非常に支障がありますの

うふうに申上げておきましたが、昨

日本農林省へ行って局長にお聞きしま

すと、局長はやはり外したいといふ意

向を持つていいのでありました。これは甚だ變則でありましてその理由は、外せば高くなるから生産が殖えるだろう、こういう見方をしておるようになりますが、とんでもないことあります。

○岡村文四郎君 それではもう一言申

上げておきますが、絶対に必要なもの

と考えておりますために、思い切つ

て價格を上げて、そうして増産がさき

るようには措置することが適當であります。

そこで製造命令を出すといふことを言つておりますが、製造命令を受けて、農業の販賣價格が決つておきますと、農業の販賣價格が決つておりまして原價がどんどん上つたので、被害を被るのではありませんから、そういうふうなおも三五年はかかるなければその増産の効果が見えませんので、即時除蟲剤の價格に對しましては大幅の値上げをして、そうして現在三十萬程度しかな

いと存じますが、昔ありました百五十

萬貫、或いは二百萬貫になるよう政

府の方ではお考えになり、それと同時

に増産いたしました際には、これは當

然統制を解いて輸出もし、國內にも使

用されないことにして、自由にするので

は價格も數量も、生産はあつても統

制はすべきである。若し價格も集荷も

いして置きたいと思います。

農業の中では、非常に生産が不足で統

制の必要があるといふものの中で、除

害剤を原料とする品種が三種類ほどあ

りますが、これが最近その

統制の價格も数量も解きたいといふ

者の切なる聲がありまして、役所の方

でいろいろと協議をいたしておるよ

うあります。が、私は先刻も申上げま

す。

明を願いたい。

○委員長(補見義男君) これは説明員

からして頂いた方がよいと思ひます

が、よろしうございますか……それで

は……。

○説明員(村田慶三君) お答え申上げ

ます。農業協會はこの法律の施行に伴

いまして當然協會を使って行くべく何

ら豫想はいたしておりません。従つて

法律の施行と農業協會というものは

全然關係がないものであります。但し

は、それを買つて製造する人は大きな

被害を被るのでありますから、そし

て價格を上げて、生産を殖やすま

るまで價格を上げて、生産を殖やすま

う馬鹿なことをする人はないと思う。

そこで私の意見としては生産を殖やすま

う馬鹿なことをする人はないと思う。

結果を出さないことにして、自由にするので

は價格も數量も、生産はあつても統

制はすべきである。若し價格も集荷も

いして置きたいと思います。

農業の中では、非常に生産が不足で統

制の必要があるといふものの中で、除

害剤を原料とする品種が三種類ほどあ

りますが、これが最近その

統制の價格も数量も解きたいといふ

者の切なる聲がありまして、役所の方

でいろいろと協議をいたしておるよ

うあります。が、私は先刻も申上げま

す。

いたしております。

○木暮三四郎君 ちよつと伺います

が、この前説明のときにも伺つたのだと

が、第一條の「前項の防除のために利

用される天敵は」というのですが、

これは今日の時代ですから、成るべく

敵については「もつと農家の人のなどに

大衆に分るようにしたいので、この天

敵については「もつと農家の人のなどに

大衆に分りよい文字はございませんで

す。けれども、我々にも分らない。天

敵とは神様の與えたものであるかどうか

も分りません。従つておきません。從つて

法律の施行と農業協會というものは

全然關係がないものであります。但し

は、それを買つて製造する人は大きな

被害を被るのでありますから、そし

て價格を上げて、生産を殖やすま

う馬鹿なことをする人はないと思う。

そこで私の意見としては生産を殖やすま

う馬鹿なことをする人はないと思う。

結果を出さないことにして、自由にするので

は價格も數量も、生産はあつても統

制はすべきである。若し價格も集荷も

いして置きたいと思います。

農業の中では、非常に生産が不足で統

制の必要があるといふものの中で、除

害剤を原料とする品種が三種類ほどあ

りますが、これが最近その

統制の價格も数量も解きたいといふ

者の切なる聲がありまして、役所の方

でいろいろと協議をいたしておるよ

うあります。が、私は先刻も申上げま

と思います。
○委員長(補見義男君) 外に御質疑な
ければこれで質疑を打切つてようござ
いましょうか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(補見義男君) それでは質疑
は終了したものといたします。それで
はこの農業取締法案について只今から
討論に入りたいと思いますが……。

○羽生三七君 農業生産を高めるため
に、信用のにおける農業薬品を提供させ
るということは、重要であり、この意
味で法案には異議はありません。ただ
注意しなければならんことは、農民自
身が今日までの経験と注意深い考慮に
よつて、みずから薬品の選択をして來
たわけであります。法律の施行によ
つて登録された薬品であるならば、な
んでも借用できるということになつ
て、みずから拂つて來た注意深い考慮
といふものが失われ、安心感を持つて不
幸があると思います。若しそうなつ
て、法律の効果が十分發揮できない場
合におきましては、安心感が却つて逆
結果を生ずることがないでないと思
います。尚又第十四條の先日の私の質
疑に對する當局の御答辭を承つております。
その前に私から申上げますが、法案
の審議に關連して、御承知のように參
議院は先般會期が延長になりました際
に、法案は必ず六月十日までに提出す
るように対し政府に申入れておつたのであ
ります。昨日の常任委員長會議及び運
營委員會におきまして同様の趣旨が確
認せられまして、六月十日までに出て
来た法案は別として、それから後のもの
の立案の趣旨そのものは賛成であります
ので、今後ともこの運用上道徳なき
存しておるわけであります。併し本法
何によりまして取締の効果を喪失し
あることもあるし、又業者に對して不
當な損害を與えるなど、大きな問題が
存しておるわけであります。併し本法
の立案の趣旨そのものは賛成であります
ので、今後ともこの運用上道徳なき
存しておるわけであります。併し本法
を期してやられるよう、農家に供給さ
れるものの價格の低減、或いは末端に
おける農業に對する農民の知識の向上
等に、萬全の處置を講ぜられんことを

希望いたしまして、本案に賛成する次
第であります。

○委員長(補見義男君) 外に御發言ござ
いませんか。御發言もないよりであ
りますが、直ちに本案の採決
に入りたいと思います。農業取締法案
について原案通り御質成の方の起立を
お願ひいたします。

〔總員起立〕

○委員長(補見義男君) 全會一致であ
ります。從つて農業取締法案は本委員
會におきまして可決すべきものと決定
いたしました。

尚恒例でありまするが、御同意の方
方の御署名をお願いいたしたいと思
います。それから委員長報告も例により
まして、この委員會の今までの審議の
狀況を本會議で御報告いたしたいと思
いますから、これはお任せ願いたいと
思ひます。今書面を廻しますからどう
ぞ署名をお願いいたします。

〔多數意見者署名〕

○委員長(補見義男君) 尚この際この
問題以外で御質問がありましたら願い
ます。

その前に私から申上げますが、法案
の審議に關連して、御承知のように參
議院は先般會期が延長になりました際
に、法案は必ず六月十日までに提出す
るように対し政府に申入れておつたのであ
ります。昨日の常任委員長會議及び運
營委員會におきまして同様の趣旨が確
認せられまして、六月十日までに出て
来た法案は別として、それから後のもの
の立案の趣旨そのものは賛成であります
ので、今後ともこの運用上道徳なき
存しておるわけであります。併し本法
を期してやられるよう、農家に供給さ
れるものの價格の低減、或いは末端に
おける農業に對する農民の知識の向上
等に、萬全の處置を講ぜられんことを

ております。これ以外にも尙出て来る
とは思いますが、これらはいずれも重
要な法案だと存しますので、衆議院の
農林委員會とも十分連絡を密にして進
みないと存じます。同時に會期も段々
入りたいと思います。農業取締法案
について原案通り御質成の方の起立を
お願ひいたします。

してやるよう早くしなければいかんと
思いますから、來週の早目のときに、
これは月曜日になりますが、火曜日に
なりますか、とにかくその問題につい
て一應政府當局と意見の交換をして見
たいと思つております。

○島村軍次君 協同組合法の改正案よ
り農業改良助長法ですか、その方を先
にということですが、地方から言いま
すと、協同組合法の改正案を急いで頂
きたいと思います。

○委員長(補見義男君) これはこの前
の第一回國會の際の審議の狀況でも御
承知のように、實はこつちの方はさつ
ましましては大體豫定のところは、午後
一時から開會したいと思います。差當
りの問題の一つは食糧確保臨時措置法
案、これは御承知のように例の生産調
整法なのです。この取扱については衆
議院とも連絡しなければならんので
す。差當り月曜日から農業改良助長法
案からでも手を著けたらどうかと思つ
ております。この點について豫め御了
承願つて置きます。

○北村一男君 只今請願に懸つております
ます問題の中で、これは寺尾小委員長
からいづれ打合があると思ひます。が、
私はまだ日取りの關係で希望を申上げ
て置きたいのは、農村工業に關する資
金、資材の問題で、全國的に請願書が
出でるわけですが、その中、資金は
今どうなつておるか、七月から九月ま
での分は今手を打たんとこれはなかなか
が困難と思ひます。委員長もお聞きの
ようによれば安本、大藏省邊りの了解
せんので、一應總ざらいをすつと「遍
ゆつて見たらどうかと思つておりま
す」かと思ひます。それから衆議院と
關係もありますから、衆議院がどこか
ら先に取上げてやるか、それも分りま
らく農業改良助長法も、一日くらいで
質問答をやつておるうちに、又次の
ことが思ひ浮んだりして来るのじやな
いかと思います。それから衆議院と
relation also exists between the two.

理事

羽生 三七君

高橋 啓君

北村 一男君

柴田 政次君

西山 龍七君

木檜三四郎君

小杉 純安君

石川 順吉君

岡村文四郎君

河井 輝八君

島村 軍次君

寺尾 博君

徳川 宗敬君

山崎 恒君

廣瀬與兵衛君

説明員

農林政務次官 平野善治郎君

農林事務官 村田 豊三君

(材料課長)

六月五日本委員會に左の事件を付託さ
れた。

- 一、木ろうの油煙公團移管反対に関する請願(第七百九十七號)
- 一、北海道における家庭用越冬用燃料の價格に關する請願(第七百九十九號)
- 一、農村工業の振興に關する請願(第八百一號)
- 一、農村工業の振興に關する請願(第八百二號)
- 一、阿蘇山地城の開發促進に關する請願(第八百三號)
- 一、新潟縣中蒲原郡内における未經

午後一時五十三分散會
出席者は左の通り

委員長 楠見義男君

○委員長(楠見義男君) その點は今お

おける農業に對する農民の知識の向上等に、萬全の處置を講ぜられんことを

本日の公報に載つておりますように六つの法案が豫備審査のために付託され

○委員長(楠見義男君) その點は今の

出席者は左の通り

委員長 楠見 義男君

一、新潟縣中蒲原郡内における未墾

- 地質収計監は正に開する請願(第八百七號)
- 一、農村工業の振興に關する請願
(第八百十號)
- 一、農林工業の振興に關する請願
(第八百二十號)
- 一、林業事業のあい路打開に關する
請願(第八百二十三號)
- 一、土澤町營林署設置に關する請願
(第八百二十四號)
- 一、農村工業の振興に關する請願
(第八百二十九號)
- 一、豐田郡内のため池築造計畫反対
に關する請願(第八百三十四號)
- 一、土地改良費國庫補助に關する請
願(第八百三十七號)
- 一、九州地方に國立林業試驗場等の
設置に關する請願(第八百四十二
號)
- 一、農產品價格決定に關する請願
(第八百四十八號)
- 一、食糧増產及び供出完遂に關する
請願(第八百四十九號)
- 一、林地復舊費國庫補助増額に關す
る請願(第八百五十號)
- 一、主食三合配給確保に關する請
願(第八百五十一號)
- 一、農業保險料國庫補助増額に關
する請願(第八百五十二號)
- 一、米穀農家に對する報償物資増配
に關する請願(第八百五十三號)
- 一、かんきつ類の蟲害駆除に關する
請願(第八百五十四號)
- 一、雪國の農村工業振興に關する請
願(第八百五十五號)
- 一、野邊山好水池築造促進に關する
請願(第八百七十六號)
- 一、農耕地改良事業に關する請願
(第八百七十八號)

- 一、自作農創設特別措置法による開
墾行政と林野行政の兩立に關する
請願(第八百八十八號)
- 一、畜産振興に關する陳情(第四百
二十六號)
- 一、薪炭配給機構改正に關する陳情
(第四百二十七號)
- 一、主食増配に關する陳情(第四百
二十八號)
- 一、土地改良事業並びに災害防止施
設費國庫補助に關する陳情(第四百
二十九號)
- 一、町村食糧調整委員會會長選定に
關する陳情(第四百三十三號)
- 第七百九十七號 昭和二十三年五月
二十四日受理
- 木ろうの油糧公團移管反対に關する請
願
- 第七百九十九號 昭和二十三年五月
二十四日
- この請願の趣旨は第六百三十四號と同
じである。
- 請願者 能本市砂取町 古閑直
紹介議員 内村清次君
- 請願者 香川縣知事 増原恵吉
紹介議員 加藤富太郎君
- この請願の趣旨は、第四百八號と同じ
である。
- 第八百五號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 阿蘇山地域の開發促進に關する請願
- 第八百五號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 大久保勢輔
- 請願者 熊本市出町、阿蘇山地
域綜合開發促進會内
- 紹介議員 内村清次君
- 新國土計畫の見地から地方農山村の開
発による農業生産の増加が望ましいと
思ふ。
- 第八百五號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 新潟縣中蒲原郡では、從來から土地の
再配置等國土經營の根本であるから阿
蘇山地域の開發を促進せられたいとの
請願。
- 第八百五號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 岩手縣の木炭生産は、幾多のあい路に
變更して、三十年の長年と巨額の經費を
費して昭和十三年に一應完成したが、
たが、その後數度の災害によつてなお
補修工事を必要とするから、干拓事業
の達成のため復舊工事を國庫の補助で
施行されたいとの請願。

- 第八百七號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 農村工業の振興に關する請願
- 請願者 諸川縣知事 増原恵吉
紹介議員 加藤富太郎君
- この請願の趣旨は、第四百八號と同じ
である。
- 第八百七號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 農業の振興に關する請願
- 請願者 阿蘇山地域の開發促進に關する
請願
- 第八百七號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 新潟縣中蒲原郡内における未墾地買收
計畫是正に關する請願
- 請願者 新潟縣中蒲原郡七谷村
任七谷村森林組合長 大字星水五〇八追補責
任七谷村森林組合長 波塚第一郎外四名
- 紹介議員 北村一男君
- 新潟縣中蒲原郡では、從來から土地の
合理的利用、森林水源のかん養等を用
却して、土地を濫用していたが、これ
は食糧増產に支障を及ぼし國土を荒廢
させ、経済運動を阻害するから、未墾
地買收計畫の樹立決定に際して、森林
兩方の立場から耕地林地の適正配分に
よつて開拓事業の圓滑な遂行を期し、
林業に對する不安の一掃と調整法令の
改正を圖られたいとの請願。
- 第八百七號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 農村工業の振興に關する請願
- 請願者 宮城縣知事 安中忠雄
紹介議員 竹下清次君
- この請願の趣旨は、第四百八號と同じ
である。
- 第八百七號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 土澤町營林署設置に關する請願
- 請願者 岩手縣和賀郡土澤町長 平野哲
紹介議員 千田 正君
- 岩手縣和賀郡土澤町を中心とする地域
は、天然資源豊富で、この地域の數箇
町村は營林事業に重大關係をもつてい
るけれども遠野第一の交通、文化、經濟の中心
地であり、營林事業遂行上最適地の土
澤町に營林署を速かに設置せられたい
との請願。

- 第八百六號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 西ヶ浦千拓の災害復舊工事費國庫補助
に關する請願
- 請願者 茨城縣行方郡小高村、埋立新地整
理組合内
- 岩手縣和賀郡土澤町を中心とする地域
は、天然資源豊富で、この地域の數箇
町村は營林事業に重大關係をもつてい
るけれども遠野第一の交通、文化、經濟の中心
地であり、營林事業遂行上最適地の土
澤町に營林署を速かに設置せられたい
との請願。
- 第八百六號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 農業の振興に關する請願
- 請願者 宮城縣知事 安中忠雄
紹介議員 竹下清次君
- この請願の趣旨は、第四百八號と同じ
である。
- 第八百六號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 土澤町營林署設置に關する請願
- 請願者 岩手縣和賀郡土澤町長 平野哲
紹介議員 千田 正君
- 岩手縣和賀郡土澤町を中心とする地域
は、天然資源豊富で、この地域の數箇
町村は營林事業に重大關係をもつてい
るけれども遠野第一の交通、文化、經濟の中心
地であり、營林事業遂行上最適地の土
澤町に營林署を速かに設置せられたい
との請願。

- 第八百六號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 農業の振興に關する請願
- 請願者 宮城縣知事 安中忠雄
紹介議員 竹下清次君
- この請願の趣旨は、第四百八號と同じ
である。
- 第八百六號 昭和二十三年五月二十
四日受理
- 土澤町營林署設置に關する請願
- 請願者 岩手縣和賀郡土澤町長 平野哲
紹介議員 千田 正君
- 岩手縣和賀郡土澤町を中心とする地域
は、天然資源豊富で、この地域の數箇
町村は營林事業に重大關係をもつてい
るけれども遠野第一の交通、文化、經濟の中心
地であり、營林事業遂行上最適地の土
澤町に營林署を速かに設置せられたい
との請願。

第八百二十八号 昭和二十三年五月
二十六日受理

農村工業の振興に関する請願
請願者 札幌市南四條西二二丁目
三名

紹介議員 阿村文四郎君

この請願の趣旨は、第四百八號と同じである。

第八百三十四號 昭和二十三年五月
二十七日受理

豊田郡内のため池製造計画反対に関する請願

紹介議員 白川和夫外四名

廣島県下の三條川水源地の流水をせき止めて豊田郡内に引水するため、ため池を製造して同郡豊榮村の新開墾地約百六十町歩の開拓を圖る計画は、高田郡南部地方の耕作水田のかんがいを害し、水利権を侵すものであるから、この計画を中止されたとの請願。

第八百三十七號 昭和二十三年五月
二十七日受理

土地改良費國庫補助に関する請願
請願者 盛岡市大字東仙北町
七百八十七名

紹介議員 千田 正君
食糧の自給強制を圖り一割増産を期するためには農業の根幹である耕地の改良が喫緊の要務であるから、かんがい、排水改良、防水施設等の完全施行と、更に耕地整理、未調査地盤の一筆調査に對して、國庫の補助をせられたいとの請願。

第八百四十二號 昭和二十三年五月
二十八日受理

九州地方に國立林業試驗場等の設置に関する請願
請願者 福岡市天神町福岡縣議
會事務局内 野田貢造

紹介議員 内村清次君

九州各縣は縣營林業試驗場により、林業試驗を實施中であるが、山林は、戰時中の過大な伐採量を負わされたため、極度に荒廃しており、この植林資源を原則に復するには恒久的な林業試驗が必要であるが現在の地方財政においては困難であるから、國立林業試驗場並びに林業用種子の貯蔵倉庫を設置されたいとの請願。

第八百四十九號 昭和二十三年五月
二十八日受理

農產品價格決定に關する請願
請願者 内村清次君

紹介議員 野田貢造

農產品は、他物價に比して非常に安価に評價されているため農家経済は非常に苦しいから、他物價との均衡を保つ適正かつ合理的な價格を決定して農村經濟の安定を計られたいとの請願。

第八百五十一號 昭和二十三年五月
二十八日受理

食糧増産及び供出完遂に關する請願
請願者 福岡市天神町福岡縣議
會事務局内 野田貢造

紹介議員 内村清次君

穀は、國民生活の安定にあるが、この先の確立にあるから、最優先の方策として、強力かつ迅速に実施せられたいと請願。

第八百五十二號 昭和二十三年五月
二十八日受理

食糧一割増産が國民運動として展開されているが、これの完遂を期すために、農村の指導に任する協同組合技術

員費用國庫助成、食糧自給勢勢確立のため土地改良助成金の増額、更に土地手し、また供出事前割當について適正を期する等の新農村建設の方途を講ぜられるたいとの請願。

紹介議員 山形縣最上郡新庄町長
請願者 松田久藏外七十一名

農業災害補償法は、農業災害による農

民救濟を目的としているが、農民は保

険料金の掛金に苦しんでいる實情であ

るから、農家の經濟負擔を輕減して教

育の目的に即せしめるため保険料金の

國庫補助率を増額せられたいとの請

願。

第八百五十三號 昭和二十三年五月
二十八日受理

農業農家に對する報償物資増配に関する請願
請願者 福岡市天神町福岡縣議
會事務局内 野田貢造

紹介議員 内村清次君

最近山林の荒廃は森林の濫伐と造林の不振に加えて度重なる災害のため荒廃面が著しく擴大されて治山治水上最早放置出來ない實情であるから、この復舊對策は、勞資及び材費の高騰等のため計畫通りに進まない向きがあるから、國土保安の見地から早急に復舊を促進するため國庫助成金の増額並びに補助率を引上げられたいとの請願。

第八百五十四號 昭和二十三年五月
二十八日受理

農業の復興は、わが國經濟の再建上重要なことであるから、農業農家に對して作業衣等の報償物資を増配して農

業糞意欲の高揚を圖られたいとの請願。

紹介議員 内村清次君

農業の復興は、わが國經濟の再建上重要なことであるから、農業農家に對して作業衣等の報償物資を増配して農

業糞意欲の高揚を圖られたいとの請願。

第八百五十五號 昭和二十三年五月
二十八日受理

かんきつ類の虫害驅除に關する請願
請願者 福岡市天神町福岡縣議
會事務局内 野田貢造

紹介議員 内村清次君

貿易品としてかんきつ類の増産を圖ることが必要であるが、最近惡性の「ミ

ハ」が蔓延して、はなはだしく減收をきたしている地方もあるから、虫害

駆除剤の確保と、防除及び驅除の研究

実施は相當の經費を要して、地方の負擔にたえ得ないから、これに對する國庫補助を考慮せられたいとの請願。

第八百五十七號 昭和二十三年五月
二十九日受理

第八百五十九號 昭和二十三年五月
二十九日受理

雪國の農村工業振興に關する請願
請願者 山形縣最上郡新庄町長
紹介議員 尾形六郎兵衛君

農村工業の振興は、冬季半歲積雪に埋めているので、雪國農村より過剩労力がある。現

下農家經濟は窮迫しているので、この過剩労力を消化する方策として副業及

び農村工業の振興をはかることが急務であるから、これらの指導機關の設置、工

場の擴充及びその他の對策を早急に實現せられたいとの請願。

第八百七十六號 昭和二十三年五月
二十九日受理

野邊山貯水池製造促進に關する請願
請願者 長野縣南佐久郡野邊山貯水池製造計畫
紹介議員 米倉龍也君

長野縣南佐久郡野邊山貯水池製造計畫は、當局にて採擇せられたが、これに

より廣大な農業そし開發が行われば、かつ農業用發電も完成されるのである

から、本工事の著工を早急に促進せられたいとの請願。

第八百七十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

農地改良事業に關する請願
請願者 北海道上川郡清水町農業會長
紹介議員 村谷文四郎君外六名

十勝山ろく地帶に屬しての清水町の既

耕地七千餘町歩、未墾地二千餘町歩の

大半は、濕地又は重ねん土地である上

肥料不足にて地力が減耗しているから

土地改良事業を強化するとともに管農

二十八日受理
農業保険金國庫補助額に關する請願
に、農村の指導に任する協同組合技術

二十九日受理
農業保険金國庫補助額に關する請願

第八百七十三號 昭和二十三年五月
第六百八十八號 昭和二十三年五月

肥料不足にて地力が減耗しているから
土地改良事業を強化するとともに營農

資金の打開等の措置を講じて食糧増産に寄與せられたいとの請願。

第八百八十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

自作農創設特別措置法による開墾行政

と林野行政の獨立に關する請願

請願者 新潟縣南蒲原郡森町村長 佐野吉之丞外三十名

紹介議員 北村一男君

この請願の趣旨は、第二百九十八號と同じである。

第四百二十六號 昭和二十三年五月
二十五日受理

畜産振興に關する陳情
名 岡崎市羽根町東山 愛知縣馬四組合連合會長 千賀千太郎外七名

農業經營の近代化を圖るために畜産農業の發達が必要であり、殊に家畜飼養から生ずる自給肥料の増産が全國的に長栄生産力を増進させるから、その前提要件として畜産の振興を圖るため陳述がある。そこで畜産振興對策を樹立實施せられたいとの陳情。

第四百二十七號 昭和二十三年五月
二十五日受理

新設配給機構改正に關する陳情
名 富山縣議會議長 遠本正律

現行の新設の集荷機關は畜産業會及び森林組合等に依存しているが、これらは、その本務に殺されているために、往々にして新設の集荷を等閑視しているから、新設の集荷機關は畜産業會及び給機構のいづれも純民營による事業會社を設立せしめ又配給機關は登録制によることが妥當と想われるから現行荷

受け及び配給機構の改革を斷行されたことの陳情。

第四百二十八號 昭和二十三年五月
二十五日受理

主食増配に關する陳情

長崎縣議會議長 國本直行

畜業復興の基礎である勞働力の全力發揮のためには、食糧の確保が絶對的條件であるが、現在の主食の配給量は、極めて少ないと國民生活は脅威を受ける、思想は混亂し經濟秩序は破壊され遂には收拾し難い社會不安を招來することは必至である。これらの障害がないとの陳情。

第四百三十二號 昭和二十三年五月
二十六日受理

土地改良事業並びに災害防止施設善國庫補助に關する陳情
名 鳥取縣町村會長 林原正二

現下わが國は食糧危機に直面しているが、積極的に恒久的の土地改良施設を施すことにより食糧増産に寄與することとは多大であり、食糧の自給強化も可能となるが、一度天災地變に遭遇すれば、美田は荒廢し、食糧増産は却つて減産の像状を招來するのであるから、土地改良工事と併行し、災害防止施設を國庫補助により、早急に施行せられたいとの陳情。

第四百三十三號 昭和二十三年五月
二十六日受理

町村食糧調整委員會會長選定に關する陳情
名 富山縣議會中町長 渡野長蔵

この請願の趣旨は、第一項の規定により昭和二十年十一月二十三日以後貯貸又は使用貸借の解除若しくは解約(合意解約を含む。以下同じ)又は更新の拒絶のあつた小作地を、買收すべき農地に優先的に充てなければならない。前項の小作地が左の各號の一に該當するときは、市町村農地委員會が認めた場合、當該解除若しくは解約又は更新の拒絶による小作地

現在「各町村の食糧調整委員會會長は該町村長をもつて當てる」となつてゐるが、地方自治法では、町村長は町村議會の議長又は委員長となることを排しているにもかかわらず食糧調整委員會のみ、會長は町村長でなければならぬことは新地方自治法の精神及び民衆主義の原則に反するから、本委員會會長は委員會にて選定するより適當の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六百八十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

主食増配に關する陳情

長崎縣議會議長 國本直行

畜業復興の基礎である勞働力の全力發揮のためには、食糧の確保が絶對的條件であるが、現在の主食の配給量は、極めて少ないと國民生活は脅威を受ける、思想は混亂し經濟秩序は破壊され遂には收拾し難い社會不安を招來することは必至である。これらの障害がないとの陳情。

第六百八十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

主食増配に關する陳情

長崎縣議會議長 國本直行

第六百八十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

主食増配に關する陳情

長崎縣議會議長 國本直行

畜業復興の基礎である勞働力の全力發揮のためには、食糧の確保が絶對的條件であるが、現在の主食の配給量は、極めて少ないと國民生活は脅威を受ける、思想は混亂し經濟秩序は破壊され遂には收拾し難い社會不安を招來することは必至である。これらの障害がないとの陳情。

第六百八十八號 昭和二十三年五月
二十九日受理

主食増配に關する陳情

長崎縣議會議長 國本直行

める。

前項の指示については、前條第二項第三項の例による。

第六條の四中「前二條」を「前三條」に改め、同條を第六條の五とする。

改正前の第六條の五第一項を次のように改め、同條第二項中「第二項」を「第三項」を加え、同條第三項の下に「第三項」を加え、同條第三項

中「第一項の農地につき」を「第一項の場合においては、」に改め、同條を第六條の四とする。

昭和二十年十一月二十三日現在

と第六條の規定による農地買収計

算を定める時期において、農地

につき所有權、賃借權、使用貸借

による権利若しくは永小作權その他の権原に基いて耕作の業務を管

む者が異なる場合又は農地の所有者若しくは農地の所有者の住所が異なる場合又は同日現在における農地が同日以後において農地でな

くなった場合には、市町村農地委員會は、第六條の二第一項の請求がない場合でも當該農地

同日現在における所有者が同日現

在において所有してゐた小作地に

つき同日現在における事實に基いて農地買収計算を定めることがで

きる。

第七條第二項中「第一項」を削る。

第八條中「そのすべてについて」を削る。

第六條中「第六條」の下に「第六條の二（第六條の四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三條第三項を次のように改め、改正前の第四項中「前項」を「前二項」に改める。

政府は、第三條の規定により買

收する農地の所有者に對し、その

農地の面積に應じて報償金を交付する。但し、第三條の規定により買收された農地の面積が、同居の親族若しくはその配偶者又はこれらの親族若しくはその配偶者で第二條第四項に規定する特別の事由に因つてこれらの人と同居しなくなつたものを通じて、第三條第一項第三號の面積を超える場合は、その面積を超える面積の農地については、報償金を交付しない。

前項の報償金は、同項但書に規定する者が二人以上第三條の規定による農地の買収を受けた場合にあつては、その者に支拂ふべき農地の對價に應じてこれを交付する。

第十五條第一項中「農地につき所

有權その他の権利を有する者」と「農地の所有者」に、同項第一號中「賃借權を有する建物」を「賃借權若しくは使用貸借による権利を有する建

物」に改め、「賃借權、使用貸借によ

る権利若しくは永小作權を有する收

野」を削り、同條第三項を次のよ

うに改める。

前項において準用する第六條第

二項の對價は、中央農地委員會の定める基準に從ひ、市町村農地委員會がこれを定める。

第十六條第一項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に改める。

第十八條第一項中「省令で定める」を「主務大臣の指定する」に、同條第三項中「命令で定める場合を除いて」を「命令の定めるところにより」に改める。

第三十條第一項第七號中「又は第

二號の土地」と「乃至第三號の土地」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

第一項の適用については、昭和二十年十一月二十三日以後に開業された農地で省令で定めるもの

は、同項第一號の土地とみなす。

第三十條の二第一項及び第二項中「主務大臣」の下に「又は都道府縣知事」を加え、同條第三項中「第一項の規定による指定があつたときは、同項の規定により定められた期間内には」を「前項の規定による公告があるた後は、第一項の規定により定められた期間内には」に、

「都道府縣知事」と「主務大臣又は都道府縣知事」に、「竹木」を「立木竹」に改め、同條に次の二項を加える。

主務大臣又は都道府縣知事は、

第一項の規定により買收又は使用

登記地域を指定した場合において、その指定の必要がなくなつた

ものと認めるときは、當該地域の全部又は一部につきその指定を取り消さなければならぬ。

前項の場合には、第二項の規定を準用する。

前項において準用する第六條第

三十一項第四項中「前條」を「第一項」に改める。

第三十七條第二項を次のよう改める。

前項の場合には、第三十條の二

乃至前條の規定を準用する。この場合において、これらの規定中

「都道府縣農地委員會」とあるのは、市町村農地委員會の定めた未

耕地買収計算により買收した土地に代るべき土地にあつては、「市

町村農地委員會」と読み替へるものとする。

第三十九條の二 政府は、第三十條第一項の規定により買收した土地につきその買收の當時當該土地に定著する立木竹若しくは工作物を所有し、又は當該土地を家畜の放牧又は採草の目的に供してゐる者（その承継人を含む。）に對して主務大臣又は都道府縣知事の指定する時期まで、從前と同一の使用収益をさせるため當該土地の全部文

は一部を使用させることができないもの

六 市町村、財產區又は農業協同組合以外のものの所有に屬し、共同利用の目的に供してある牧

地の所有者を含む。）に對して主務大臣又は都道府縣知事の指定する時期まで、從前と同一の使用収益をさせるため當該土地の全部文

は一部を使用させることができないもの

五 自作牧野で當該牧野の所有者

が當該牧野のある市町村及びそ

の隣接市町村の區域外に住所を有し、且つ、當該牧野につき自ら家畜の放牧又は採草に從事しないもの

町村農地委員會と読み替へるものとする。

第四十條の三第一號中「前條第一項第三號の面積」を「前條第一項第三號（同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積）」に、「それらの者の所有している区域」に、「それらの者の所有している区域」を「それらの者の所有している農地及び牧野」に、「前條の規定を第三條又は前條」に、同條第五號中「又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に、「それらの者の所有している区域」に、「それらの者の所有している農地及び牧野」に、「前條の規定を第三條又は前條」に、同條第五號中「又は同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積」を「同條第二項において準用する第三條第三項の規定により當該區域につき定められた同號の面積に代るべき面積があるときは、その面積」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定の適用については、

第四條第一項の規定を適用する。

第四十條の四第二項中「工作物及び第四項」に改め、同條に次の二項を加える。

一 第三條の規定により買收する

農地又は第十六條第一項の命令

で定める農地につき自作農とな

るべき者が家畜の放牧又は採草

の目的に供してゐる小作牧野

を「工作物及び農業用施設について

前項の規定の適用については、

第四條第一項の規定を適用する。

第四十條の四第二項及び第四項

一號中「又は権利」を「農業用施設又

は権利」に、同條第二號中「工作物」に改め、同條に次の二項を加える。

一號中「命令の定めるところにより」に改める。

三 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法第四十七條

に改める。

てを命令の定めるところにより

地買収計画により買収した土地

昭和二十三年七月十五日現在

に代るべき土地にあつては、「市

は、その種類及びその所在の場所

水の使用に關する権利については、
その内容及び範囲に、同條第五項

中「第六條の三及び第六條の五乃

至第八條」を「第六條の四、第七

條及び第八條」に改める。

第四十條の六第一項中「買收のあ

つた牧野」の下に「立木、建物その

他の工作物又は農業用施設」を、同

條第三項中第二十一條の下に「第

一項但書」を加える。

第四十條の七、四十條の二の規定

により買收した牧野、立木、建物

その他の工作物、農業用施設又は

水の使用に關する権利につい

ては、四十條の五において準用す

る第十二條第二項において規定す

る場合を除いて、三十九條の二

第一項乃至第三項の規定を準用す

る。

第四十一條第一項中「左に掲げる

ものを」の下に、「省令の定めるこ

とに」と「を加え、「省令で定める

者」を主務大臣の指定する市町村又

は農業協同組合に、同條第二項中

「又は牧野買収により買收した

土地」を若しくは牧野買収計画によ

り買收した土地、立木、建物その他

の工作物、農業用施設若しくは水の

使用に關する権利又は前項第二號の

決定のあつた土地、立木、建物その

他の工作物、農業用施設若しくは水

の使用に關する権利又は第一項、

第二號の決定のあつた土地、立木、

建物その他の工作物、農業用施設若

しくは水の使用に關する権利で省令

で定めるものに、同條第四項中「土

地」を、土地、立木、建物その他の工

作物、農業用施設又は水の使用に關

する権利」に、「この場合において第

二十八條第三項中」と「この場合にお

いて、第二十八條第一項中「自作」と

あるのは、「自作又は開墾」と、同條

第三項中」と、同條第五項中「第一項

に、同條第五項中「第一項

せる場合」に改める。

第四十四條の四中「同條第五項及

び第四十一條第四項」を「同條第五

項、第十九條第二項及び第四十一

條第四項」に、同條第二項中「、第二

項、第二十九條第二項及び第四十一

條第四項」に、「第二十九條第二項

及び第四十一條第四項」を「第二

十九條第二項及び第四十一條第四

項」を及び第二十九條第二項」に、

「政令」を「省令」に改める。

第四十四條の四中「同條第五項及

び第四十一條第四項」を「同條第五

項、第二十九條第二項及び第四十一

條第四項」に、「第二十九條第二項

及び第四十一條第四項」を「第二

十九條第二項」に改める。

第四十六條の四中「同條第五項及

び第四十一條第四項」を「同條第五

項、第二十九條第二項及び第四十一

條第四項」に、「第二十九條第二項

及び第四十一條第四項」を「第二

第二條 この法律施行の際改正前の
自作農創設特別措置法又はこれに
基いて變する命令によつてした手
續その他の行為は、これをこれら
の改正前の規定に相當するこの法
律又はこれに基いて變する命令の
規定によつてした手續その他の行
為とみなす。

第三條 第四十四條の三第二項の規
定により省令を定めたときは、そ
の省令は、昭和二十一年三月三十
日から、これを適用する。

第四條 自作農創設特別措置法の
一部を改正する法律(昭和)十二年
法律第二百四十一號)の一部を次
のようにより改正し、昭和二十一年十
二月二十六日から、これを適用す
る。

第五條 第九條ノ十を第九條ノ十一
とす。

第六條ノ三第二項に「意見ヲ聽キ
タル土地(第一項ノ土地ヲ除シ)又

ハ建物ニ付ヲ準用ス

第五條第三號中「農地」を「前條ニ
規定スル土地又ハ建物」に改める。

第六條ノ三第二項に「意見ヲ聽キ
タル土地(第一項ノ土地ヲ除シ)又

ハ建物ニ付ヲ準用ス

第五條ノ十を第九條ノ十一とす。

第六條ノ三第二項に「意見ヲ聽キ
タル土地(第一項ノ土地ヲ除シ)又

ハ建物ニ付ヲ準用ス

農地調整法の一部を改正する法
律案(昭和十三年法律第六
十七號)の一部を次のようにより改正す
る。

第四條に次の二項を加える。

農地調整法の一部を次のようにより改正す
る。

六

續ヤ二年以上小作経テ満納シタル場合ニ限り農地ニ付存スル永小作物ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得前條第一項第二項本文第三項乃至第六項ノ規定ハ農地ノ永小作ノ更新ノ拒絶ニ、第三項乃至第六項ノ規定ハ農地ニ付存スル永小作物ノ消滅ノ請求ニ付之ヲ準用ス

第十四條ノ二中「第九條及第九條ノ十」を「第九條、第九條ノ二及第九條ノ十一」に改める。

第十四條ノ四第一項及び第六項に次の但書を加える。

但シ已ム得ザル事由ニ依リ通知ヲ爲スコト能ハザルトキハ公示ヲ以テ足ル

第十四條ノ六中「第十四條ノ三第一項ノ承認ヲ申請シタル場合ニ於テ」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定ヲ申請シタル場合ニ於テ」に、「同項ノ承認」を「第十四條ノ三第一項ノ承認又ハ第十四條ノ四ノ裁定」に改める。

第十四條ノ八第一項中「通知ヲ受ケタル日」の下に「(同項但書ノ場合ハ當該公示ノ日)」を加える。

第十四條ノ九「前六條ノ規定ニ依ル手續其ノ他ノ行爲又ハ制限ハ當該土地又ハ立木ノ所有者其ノ他之ニ關シ権利ヲ有スル者ノ承継人ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

第十五條第二項中「監督ニ屬シ」の末に「當該市町村ノ區域内ニ付存スル土地、物件又ハ権利ニ付」を加え「農地關係」を「農地關係等」に改め、同條に次の一項を加える。

ル場合ニ於テハ同項ノ規定ニ拘ラ
地、物件又ハ権利ニ關スル事項ヲ
處理スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ
當該事項ガ他ノ市町村農地委員會
ノ處理スベキ事項ニ關係ワ有シ之
ヲ處理シ難キトキ又ハ處理スルコ
トヲ不相當ト認ムルトキヘ都道府
縣農地委員會ニ對シ當該事件ノ處
理ヲ申出ヅルコトヲ得

第十五條ノ「第二項中「第八項」を
第十項」に、同條第三項中「左ノ各號
ノ區分ニ從と各號ノ「ニ該當シ」を
「左ノ各號ノ區分ノニ屬シ」に「當該區分ニ屬
該各號ニ該當シ」を「當該區分ニ屬
シ」に改め、同條第五項の末に次の二
項を加える。

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地
ノ面積ハ土地臺帳ニ登録セラレタル
地積ノアル農地ニ在リテハ當該地積
ヲ以テ著シク不相當ト認メ別段ノ
面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積トス
土地臺帳ニ登録セラレタル地積ナ
キ農地ニ在リテハ市町村農地委員會
會ノ定メタル面積トス

第三項各號ノ區分ハ選舉權又ハ被
選舉權ヲ有スル者ノ登載セラレタル
ノ第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調整
セラレタル選舉人名簿ノ區分ニ依
ル但シ選舉人名簿ニ登載セラレザ
ル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セ
ルベキ確定判決書ヲ所持スル者
該選舉人名簿確定ノ期日ニ依リ
選舉權ノ區分ニ付亦同ジ

第十五條ノ三第一項中「命令ヲ」
テ定ム「面積」を「一段歩以上(四

海道ニ在リテハ三段歩以上ノ面積」に改め、「同居ノ親族若ハ其ノ配偶モノ」を、同條第二項中「前條第四項」の下に「第六項」を加える。
第十五條ノ四 市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ關スル事務ハ市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス
第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其ノ選舉資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ市町村農地委員會委員選舉人名簿ヲ調製スベシ
前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ又ハ申請ニ錯誤若ハ過漏アルトキハ市町村ノ選舉管理委員會ハ調査ヲ以テ選舉人名簿ヲ調製シ又ハ之ヲ修正スルコトヲ得
選舉人ノ年齢ハ選舉人名簿確定ス
期日ニ依リ之ヲ算定ス
選舉人名簿ニハ選舉人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地（第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第四項ノ規定ニ依リ其ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）ノ面積等ヲ記載スルタル選舉人ニ付テハ氏名及生年月日ヲ記載スルヲ以テ足ル
前項ノ面積ハ第十五條ノ二第六項ニ規定スル面積トス
第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選舉人名簿ニ登載セラレタル者中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會

人タルベキ者一人ヲ定め選舉ノ期日前二日迄ニ投票管理者ニ之ヲ届出ソルコトヲ妨げズ
前項ノ届出アリタル者(委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ除シタルトキハ其ノ者ノ届出ニ係る者ヲ除ク以下同シ)第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付二人ヲ超エザルトキハ當該區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票立會人トシ二人ヲ超エルトキハ當該區分ニ付テハ届出アリタル者ニ於テ投票立會人二人ヲ互選スベシ
第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付投票立會人二人ニ達セザルトキ又ハ投票立會人ニシテ參會スルモノ投票所ヲ開ケベキ時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ當該投票區ニ於ケル當該區分ノ選舉人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムベシ但シ委員ノ選舉ヲ行ハザル區分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
地方自治法第三十條第三項第七項乃至第九項第十一項ノ規定ハ投票立會人ニ付之ヲ準用ス
第十五條ノ七　衆議院議員選舉法第二條、第十三條乃至第十七條、第一百四十一條及第一百四十六條並に衆議院議員選舉法中改正法律(昭和二十年法律第四十二號)附則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選舉法第十三條中十

二十日トアルハ次年ノ三月五日、
同條第二項中次年ノ十二月十九日
トアルハ次年ノ三月四日トス、
第十五條ノ八 地方自治法第十七
條、第十九條第四項、第二十條、
第二十一條、二十四條第一項第
二項第四項、第二十九條、第三十
一條第一項、第三十二條第一項第
三項第四項、第三十三條、第三十
四條、第三十五條第一項、第三十
六條第一項、第三十七條乃至第
十條、第四十一條第一項、第四十
二條乃至第五十二條、第五十三條
第一項乃至第三項第十項第十一
項、第五十五條乃至第五十七條、
第五十八條第一項第三項乃至第六
項、第五十九條乃至第六十一條、
第六十二條第一項第二項、第六十
三條、第六十四條、第六十六條第
一項乃至第四項第七項第八項、第
六十七條、第六十八條第二項第
一項、第六十九條、第七十条、第七
十二條第一項第二項及第七十三條
ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及
都道府縣ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關
スル部分ヲ除クノ外市町村農地委
員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス
但シ地方自治法第四十條及第四十
七條中「第三十條の規定」トアルハ
「農地調整法第十五條ノ二十一」
ト、第六十二條第一項中「選舉を行
わないで當選人を定めること」がで
きず又は更に選舉を行わないで當
選人を定めておなづ當選人の不足

き現に存する水小作帳（民法施行法（明治三十一年法律第十一號）第四十七條に規定する水小作帳を除く。）についても、これを適用する。
前項に規定する水小作帳でこの法律施行後一箇年以内にその存續期間が満了するものは、これをこの法律施行後一箇年なお存續するものとする。この場合においては、民法第二百七十八條第一項後段の規定は、これを適用しない。

第五條 第十四條ノ九の規定は、この法律施行の際第十四條ノ三及び第十四條ノ四の規定による手續が現になされている土地又は立木についても、これを適用する。

第六條 この法律施行の際現に市町村農地委員會又は都道府縣農地委員會の委員たる者は、この法律の改正規定により選舉又は選任されたものとみなし、その任期は、第十五條ノ二十二の規定にかかる昭和二十四年三月三十一日までとする。

第七條 農地調整法施行令の一部を改正する政令（昭和二十三年政令第三十五號）附則第四條の規定により修正された選舉人名簿及び同令附則第五條の規定により調製された補充選舉人名簿は、これを第十五條ノ五の規定により調製された選舉人名簿とみなし、昭和二十四年三月三十一日までこれを拂え置くものとする。

第八條 市町村農地委員會又は都道府縣農地委員會の委員の選舉での法律施行前に選舉の期日の告示があつたものについては、附則第一項第一項第一項中「権利の承認」以下同じ。」を「権利の承認」に改めたものとする。

十條の規定にかかわらず、なお從前の例による。

第九條 昭和二十二年五月三日からこの法律施行の日までに選舉人名簿の確定に關した手續及び選舉文は當選の效力の決定に關してなされた手續に不服がある者は、日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律（昭和二十一年法律第七十五號）第八條の規定にかがわらず、この法律施行の日から一箇月を限り訴を提起することができる。

二 この法律施行の際日本國憲法の施行に伴う民事訴訟法の應急的措置に關する法律第八條の規定により訴を提起することができなくなる者についても、これを適用する。

第十條 この法律施行の際改正前の農地調整法又はこれに基いて發する命令によつてした手續その他の行為は、これをこれらの改正前の規定に相當するこの法律又はこれに基づいて發する命令の規定によつてした手續その他の行為とみなす。

第十一條 農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第一百四十號）の一部を次のよう改め、同條を第十八條ノ一とする。

「附則第三條第一項中「権利の承認」以下同じ。」を「権利の承認」に改めたものについては、附則第一項第一項第一項中「権利の承認」以下同じ。」を「権利の承認」に改めたものとする。

十一 市町村農地委員會は、前項の規定に反すると認めた場合に承認をすることがない。

一 前項の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶に係る整地を昭和二十年十一月二十三日現在における當該農地の所有者又はその承継人以外の者が適法且つ正當に耕作の業務の目的に供していける場合

二 市町村農地委員會において前項の賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶があつたときにおける當該所有者及び借借人についての事情を調査して當該賃貸借の解除、解約又は更新の拒絶を適法且つ正當であると認めた場合

三 前項の承認を申請した者が所有権、質借権、使用賃借による権利、水小作帳その他の権原に基づいて自作農創設特別措置法第三條第一項第三號の面積（同條面積）を超える面積の農地につき定められた同號の面積に代き現に耕作の業務を營んでいる場合

四 昭和二十年十一月二十三日現在における第一號の農地の所有者又はその承継人が現に當該農地につき耕作の業務を營む場合は、その生活状態が前項の承認を申請した者の生活状態に比べて著しくなると市町

村農地委員會が認めた場合

五 前四號の外都道府縣農地委員會において前項の承認の申請が信義に反すると認めた場合

附則第六條削除

第十二條 小作調停法（大正十三年法律第十八號）の一部を次のよう改め、同條を第十七條ノ二中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員會ノ付既ニ市町村農地委員會ノアルトキハ當該地區農地委員會以不同ジ」及市町村長を「市町村及郡長」に改める。

第十三條 登録税法（明治二十九年法律第二十七號）の一部を次のよう改めする。

第十四條 この法律の施行に關し必要な規定は、命令でこれを定める。

第十九條 第八號ノ二中「取得ノ」を削る。

第二十條 第一項第一號中「又は共同利用施設の設置」を削り、同號の次に左の一號を加える。

三の二 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置

同條第二項中「同項第一號及び第二號」を「同項第一號又は第二號」に改め、「併せ」を削り、同條第三項の次に左の一項を加える。

左の各號の一に掲げる事業を行うことを目的とする農業協同組合

一 第十五條第二項の承認がないこと

二 第二十條第一項の規定により命ぜられた補助金の還付をしないこと

三 前項の通知を受けた都道府県は、その通知に係る事由に不服があるときは、その通知を受けた日から一箇月以内に、内閣総理大臣に對し異議の申立をすることがで

きる。

四 内閣総理大臣は、前項の異議の申立があつたときは、その申立を受けた日から一箇月以内にその當否を決定しなければならない。異議の申立を正當と認める決定があつたときは、農林大臣は、當該補助金の割當又は交付をしなければならない。

五 農林大臣は、第二項の期間内に異議の申立がない場合又は異議の申立を不當と認める決定があつた場合には、當該補助金を不要額とする。

附 則
第二十四條 この法律施行の期日は、その公布の日から三箇月を超えない期間内において政令でこれを定める。

第二十五條 第四條第一項及び第五條第一項に規定する書類の提出に關しては、昭和二十三年度に限り、同條の規定にかわらず、農林大臣の指示するところによるものとする。

二 第四條第二項及び第十五條第二項の規定は、昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第三條 命令で定める植物（以下指定植物といふ）は、輸出國の官憲により發行され、且つ、その検査の結果病菌又は害蟲が附著していないことを認め又は信ずる旨を記載した検査證明書のあるものでなければ、これを輸入してはならない。但し、植物検疫につき旨記載する書面を提示しなければならぬ。

第四條 第五條及び第六條第

一項目割當の期日に關する規定は、昭和二十三年に限り、これを適用しない。

第二十七條 第十六條第二項の規定は昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八條 藥業試験費講習費國庫補助法（明治三十九年法律第九號）は、これを廢止する。

輸出入植物検疫法案

第一章 條則

（病菌又は害蟲）

第一條 この法律において「病菌」とは、真菌、細菌その他の有害植物及びバイラスであつて植物を害するものをいい。「害蟲」とは、昆蟲、だに等の節足動物、線蟲その他の蟲類であつて植物を害するものをいう。（輸出又は輸入）

第二條 本州、北海道、四國、九州及びこれらの附屬の島（命令で定める地域を除く。）とこれらの地域以外との間に行われる取引その他による物の移動は、この法律の適用については、これを輸出又は輸入とする。

第三章 輸入植物の検疫

（輸入の制限）

第一條 命令で定める植物（以下指定植物といふ）は、輸出國の官憲により發行され、且つ、その検査の結果病菌又は害蟲が附著していないことを認め又は信ずる旨を記載した検査證明書のあるものでなければ、これを輸入してはならない。但し、植物検疫につき旨記載する書面を提示しなければならぬ。

第二條 前項の検査を受ける場合には、第三條の検査證明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を證する書面を提示しなければならない。

（輸出又は輸入）

第一條 前項の規定に違反して輸入されたり、又は輸出された者は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を動植物検疫所に届け出なければならない。

第二條 第三條又は前條但書の規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入しようとする者は、第六條第三項の海港及び飛行場以外の場所で、これを輸入してはならない。（輸入検査）

第三條 第三條又は第四條但書の規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その物及びその容器包装に就いて、植物検疫官の検査を受けなければならぬ。但し、輸入前ににおいて植物検疫官の検査を受けた場合は、こ

の限りでない。

（輸入検査）

第一條 植物検疫官は、受取人に對して、第一項の検査をする場合には、第三條の検査證明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を證する書面の提示を求めることができる。（立入検査）

第二條 植物検疫官は、指定植物、

の機関を有しない國から輸入する場合は、この限りでない。（輸入の禁止）

第二十七條 第十六條第二項の規定は昭和二十三年度に限り、これを適用しない。

第二十八條 藥業試験費講習費國庫補助法（明治三十九年法律第九號）は、これを廢止する。

（輸入検査）

第一條 命令で定める地域から輸送し、又はこれを經由した植物で輸入することができない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を得て輸入する場合は、この限りでない。

第二條 命令で定めるもの

（病菌又は害蟲）

第一條 命令で定める地域から輸送し、又はこれを經由した植物で輸入することができない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を得て輸入する場合は、この限りでない。

第二條 命令で定めるもの

（輸入検査）

第一條 第三條又は前條但書の規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入しようとする者は、第六條第三項の海港及び飛行場以外の場所で、これを輸入してはならない。

第二條 第三條又は前條但書の規定に従つて指定植物又は禁止品を輸入した者は、遅滞なく、その物及びその容器包装に就いて、植物検疫官の検査を受けなければならぬ。但し、輸入前ににおいて植物検疫官の検査を受けた場合は、こ

の限りでない。

（輸入検査）

第一條 植物検疫官は、受取人に對して、第一項の検査をする場合には、第三條の検査證明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を證する書面の提示を求めることができる。（立入検査）

第二條 植物検疫官は、指定植物、

これを用いる。

第七條 植物検疫官は、前條の検査をする場合において、病菌又は害蟲の附着している處があると認めるとときは、前條に掲げる物以外の輸入品についても検査をすることができる。

第八條 第六條第一項の規定により検査を受けなければならない物を郵便物として輸入する場合は、これ

を小形包装物、商品見本又は小包郵便物以外の郵便物として輸入してはならない。

（郵便物としての輸入）

第一條 植物検疫官は、本章の規定に基く検査の結果、病菌又は害蟲が附着していると認めた植物そ

の他の物を消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受けることができる。

第二條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第三條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

（違法輸入植物等の收受禁止）

第一條 第三條、第四條又は第五條の規定に違反して輸入された物又は第六條第一項の規定による検査を受けない物は、「これを收受し

てはならない。

（輸出検査）

第一條 第一項の検査は、命令で定め

る海港、飛行場その他の場所で、

附着している處のある輸入品を積載し、貯置し、若しくは所持し、又は積載し、貯置し、若しくは所持している疑があると認めるとき、

は、その船車、航空機、倉庫その他の場所に立ち入りて、積載し若しくは貯置している物を検査し、又は開保者に對し質問し、若しくは持してある物を検査することができる。

第二條 植物検疫官は、前條の検査をする場合において、病菌又は害蟲の附着している處があると認めるとときは、前條に掲げる物以外の輸入品についても検査をすることができる。

第三條 植物検疫官は、本章の規定に基く検査の結果、病菌又は害蟲が附着していると認めた植物その他の物を消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受けることができる。

第四條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第五條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第六條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第七條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第八條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第九條 植物検疫官は、前項の規定により收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受ける物の所有者・管理者又は受取人・病菌又は害蟲のひろがる處の収受禁止その他の處分を取り消すことができる。

第十條 植物検疫官は、受取人に對して、第一項の検査をする場合には、第三條の検査證明書又は第四條但書の規定による農林大臣の許可を證する書面の提示を求めることができる。（立入検査）

第十一條 植物検疫官は、本章の規定に基く検査の結果、病菌又は害蟲が附着していると認めた植物その他の物を消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受けることができる。

第十二條 第三條、第四條又は第五條の規定に違反して輸入された物又は第六條第一項の規定による検査を受けない物は、「これを收受し

てはならない。

（輸出検査）

第一條 第一項の検査は、命令で定め

る海港、飛行場その他の場所で、

第十三條 植物検疫官は、前條の規定に基く検査の結果、病菌又は害蟲の附着している處があると認めた植物その他の物を消毒し、廃棄し、その收受を禁止し、その他必要な處分をした場合において、検査を受けることができる。

第十四條 輸出植物の検疫

つき輸出國の検査證明を必要とし

ている植物を輸出（輸出のための
政府への資渡を含む。以下同じ。）

しようとする者は、その植

物及びその容器包装について、植

物検疫官の検査を受けなければな

らない。

植物検疫官は、病菌又は害蟲の
取締上必要と認めるときは、前項

の検査を受けた物について再検査

をすることができる。

第六條第三項の規定は、第一項
の検査に（つき）これを準用する。

（栽培地検査）

第十五條 前條第一項の植物のうち
農林大臣の指定するものについて
は、あらかじめその栽培地で植物

検疫官の検査を受けて合格したも
のでなければ、前條の検査を受け
ることができない。

植物検疫官は、前項の検査のた
め必要があるときは、その栽培地
の周囲の土壌に立ち入ることで
ができる。

植物検疫官は、第一項の検査の
結果、栽培者又は栽培を委託した
者に對し、病害又は害蟲の取締上
必要と認める事項を指示すること
ができる。

（検査に基く處分）

第十六條 植物検疫官は、第十四條
の規定による検査の結果、病害若
しくは害蟲が附着していると認め
た植物その他の物又は病菌若しく
は害蟲の取締上容器包装に使用す
ることを不適當と認めた物を消毒
し、その輸出を禁止し、その他必
要な處分をとることができる。（検査の方法等）

第十七條 第十三條の規定は、第十
四條及び第十五條の規定による檢
査につき、これを準用する。

（證票の携帶）

第十八條 植物検疫官は、この法律
による職務を執行する場合には、
その身分を示す證票を携帯し、且
つ關係者の要求があつたときは、
これを示さなければならない。

（輸出入植物検疫審議會）

第十九條 農林大臣の諮問に應じて
左に掲げる事項を調査審議させる
ため、農林省に輸出入植物検疫審
議會（以下審議會といふ。）を置く。

（審議會）

第二十條 植物検疫官の眼制は、農
林大臣が、これを定める。

（服制）

第二十一條 左の各號の一に該當す
る者は、これを一年以下の懲役又
は一萬圓以下の罰金に處する。

（罰則）

第二十二條 左の各號の一に該當す
る者は、これを六箇月以下の懲役
又は五千圓以下の罰金に處する。

（罰則）

第二十三條 第六條第一項又は第十四條
第一項に對して、農林大臣に建議する
ことができる。

（建議）

第二十四條 農林大臣の監督に屬
し、委員十人以内でこれを組織す
る。

（組織）

第二十五條 この法律施行の期日
は、その公布の日から三箇月をこ
えなし期間内において、政令でこ
れを定める。但し、第十九條の規
定は、公布の日からこれを施行す
る。

（施行期日）

第二十六條 指定植物は、その法律
施行後六箇月間は、第三條の規定
にかかわらず、同條の検査證明書
がなくとも、これを輸入すること
ができる。

（輸入）

第二十七條 輸出入植物取締法（大
正三年法律第十一號）は、これを
廢止する。但し、同法廢止前にし
た行爲に對する罰則の適用につい
ては、なお從前の例による。

（輸出）

第二十八條 食糧確保臨時措置法
（法律の目的）

第一條 この法律は、主要食糧農產
物の生産及び供出を確保するた
め、公正且つ計画的にその生産數
量及び供出數量の調整等を行
うとする。

（目的）

第二條 第十條の規定による質問に對
する答辯をせず、又は虚偽の陳述
をした者

（答辯）

第三條 第十一條第一項又は第十六條
の規定による禁止その他の處分
に違反した者

（違反）

第四條 都道府縣知事は、前條第一
項の指示を受けたときは、その指
示に従い、都道府縣農業調整委員
會の議決を経て、市町村別の農業

立入を拒み、又は妨げた者

若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關して第二十一條、第二十
二條又は第二十三條第二號若しく
は第四號の違反行爲をしたときは、
行為者を罰するの外、その法人又
は人に對して各本條の罰金刑を科
する。

（附則）

第五條 農林大臣の定める農業計畫
は、主要食糧農產物の生産を行
う者をいう。

（農業計畫）

第六條 農林大臣は、中央農業調整
審議會及び都道府縣知事の意見を
聽いて、米、大麥、はだか麥、小
麥、甘じよ、馬鈴しよ又は農林大
臣の指定する穀類についての都道
府縣別の農業計畫及びその實施に
關し必要な事項を定め、これを當
該都道府縣知事に指示する。

（農業計畫）

第七條 この法律は、支給しない者
か麥、小麥、甘じよ、馬鈴しよ及
び雜穀をいう。

（穀類）

「穀類農產物」とは、米、大麥、はだ
か麥、小麥、甘じよ、馬鈴しよ及
び雜穀をいう。

2 この法律において「農業計畫」と
は、主要食糧農產物の生産數量若
しくは供出數量又はその生産に必
要な肥料、農薬若しくは農機具の
配給數量について行政機關の定める
計畫をいう。

3 この法律において「生産者」と
は、主要食糧農產物の生産を行
う者をいう。

4 中央農業調整審議會に關する規
程は、政令でこれを定める。

（中央農業調整審議會）

第五條 都道府縣知事は、前條第一
項の指示を受けたときは、その指
示に従い、都道府縣農業調整委員
會の議決を経て、市町村別の農業

計畫及びその實施に關し必要な事

項を定め、これを當該市町村長に指示しなければならない。

2 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、都道府縣農業調整委員会の議決を經て、前條第一項に規定する雜穀以外の雜穀についての市町村別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該市町村長に指示することができる。

3 都道府縣知事は、前二項の規定による指示をしたときは、過滞なくこれを當該市町村長に指示することができる。

(農業計畫)

第五條 市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従い、市町村農業調整委員會の議決を經て、當該市町村の區域内に住所を有する生産者別の農業計畫を定めなければならない。

2 前項の農業計畫は、當該農業計畫に係る生産者の意見を徵し、左の事項を勘案してこれを定めなければならない。

一 當該生産者が農地の利用に関する状況

二 農地の面積、地力その他の状況

三 作付及び収穫の實績

四 作物の組み合せに關する事項

五 當該生産者と同一世帯に屬する者の状況

六 飼養家畜の種類及び頭數

3 市町村長は、第一項の農業計畫を定めたときは、過滞なくこれを公表しなければならない。

(異議の申立)

第六條 前條第一項の農業計畫に係る生産者は、當該農業計畫について異議があるときは、市町村長に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第三項の規定による公表があつた日から十日を経過したときは、この限りでない。

2 市町村長は、前項の申立を受けたときは、市町村農業調整委員會の議決を經て、同項の期間満了後四十日以内にこれを決定しなければならない。

3 前項の決定をする場合において、當該決定に因つて第四條第一項又は第二項の規定により指示された農業計畫又はその實施に關係する事項の變更を生じるときは、市町村長は、あらかじめ都道府縣知事の承認を受けなければならぬ。

4 前項の場合において、市町村長は、都道府縣知事に對し、當該變更の理由たる事實について、その調査を請求することができる。

5 都道府縣知事は、前項の請求を受けたときは、ふすから、又は作物報告事務所長に委嘱して、同項の事實を調査しなければならない。

6 都道府縣知事は、第三項の承認をするには、都道府縣農業調整委員會の議決を経なければならぬ。

7 第三項の承認をする場合において當該承認に因つて第三條第一項の規定により指示された農業計畫又はその實施に關し必要な事項の

變更を生ずるときは、都道府縣知事は、あらかじめ農林大臣の承認を受けなければならない。

(農業計畫の指示)

第七條 第五條第一項の農業計畫につき前條第十項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、

市町村長は、當該農業計畫に係る生産者に對し、當該農業計畫を指示しなければならない。

2 前項の規定による指示を受けた者は、その指示に係る農業計畫において定められた生産数量の確保に努めなければならない。

3 第一項の規定による指示があつたときは、その指示に係る農業計畫において定められた主要食糧農產物の供出數量(第八條第一項の規定による變更があつた場合においては、その變更後における供出數量)をもつて、その指示を受けた者が食糧管理法(昭和十七年法律第四十號)第三條第一項の規定により政府に賣り渡すべき數量とする。

4 政府は、第五條第一項の農業計畫に係る生産者に對し、前項の供出數量をこえて食糧管理法第三條第一項の規定により主要食糧農產物の賣渡を命ずることはできない。

5 市町村長は、第一項の規定によることをしたときは、その指示し

法(昭和二十一年法律第三十二號)第一條第一項の規定による命令に基づき、當該生産者に割り當てなければならない。

(供出數量の變更)

第八條 前條第一項の規定による指示を受けた者は、災害その他異常事由に因つてその指示に係る農業計畫によつて定められた供出數量の主要食糧農產物を供出することができなくなつたとき

は、市町村長に對して、當該供出數量の變更を請求することができ

る。

2 前項の請求をするには、同項の事由が生じてから十日以内に、市町村長に、これを届け出ておかなければならぬ。

3 第一項の請求は、都道府縣知事の定める期間内にこれをしなければならない。但し、その期間が経過してから生じた事由に基く場合は、この限りでない。

4 第一項の請求は、食糧管理法第三條第一項の規定による賣渡命令の效力を停止しない。

5 第一項の場合には第六條第二項から第七項までの規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第一項の請求を受けた日から」と読み替えるものとする。

(肥料等の配給數量の削減)

第九條 市町村農業調整委員會は、

第七條第一項の規定による指示を受けた者が、その責に歸すべき事

由に因りその指示に係る農業計畫

において定められた生産数量を確

保できる見込がないと認めるとき

は、同條第五項の規定により割り當てられた肥料、農業又は農機具の配給數量の削減を市町村長に請求することができる。

(不急農產物の作付の制限)

第十條 都道府縣知事が、主要食糧農產物の生産を確保するため、その生産の確保に支障を及ぼす處のある農產物の一一定面積以上の作付を制限する必要があると認める場合において、都道府縣農業調整委員會の議決を經て、地域、期間、農產物の種類及び面積を指定したときは、市町村農業調整委員會の承認を受けなければ、當該地域において當該期間内は當該面積を超過する農產物の作付をしては

いけばならない。

2 前項の指定は、當該指定に係る期間の開始する日から少くとも二箇月前に、公示してこれをしなければならない。

3 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

4 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

5 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

6 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

7 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

8 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

9 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

10 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

11 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

12 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

13 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

14 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

15 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

16 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

17 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

18 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

19 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

20 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

21 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

22 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

23 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

24 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

25 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

26 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

27 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

28 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

29 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

30 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

31 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

32 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

33 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

34 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

35 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

36 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

37 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

38 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

39 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

40 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

41 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

42 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

43 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

44 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

45 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

46 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

47 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

48 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

49 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

50 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

51 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

52 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

53 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

54 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

55 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

56 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

57 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

58 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

59 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

60 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

61 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

62 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

63 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

64 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

65 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

66 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

67 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

68 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

69 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

70 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

71 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

72 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

73 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

74 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

75 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

76 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

77 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

78 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

79 第一項の公示は、市町村農業調整委員會の指

定する事務所に於て行なはれる。

</

公表しなければならない。

又はその実施に關し必要な事項の

量に相當する数量の肥料、農業文

に因りその指示に従わないときは、
において定められた生産数量を確

市町村農業調整委員会は、都道府
者かその指示に従わないときは、

縣知事に對して、その者に當該指示に従うことを命ずべきことを申請することができる。

3

都道府縣知事は、前項の規定による申請を受けたときは、その申請に係る者に對して、異議があれば十日以内にこれを申し出るべき旨を催告しなければならない。

4 前項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないときは、異議の申出に理由がないと認めるときは、都道府縣知事は、第二項の規定による申請に係る者に對して、第一項の規定による指示に従うべきことを命ずる」とができる。

5 市町村長は、第三項の規定により選舉された委員の過半数の同意を得るには、第三項の規定により選舉された委員の過半数の同意を得なければならない。

6

(委員の選舉権及び被選舉権)
第十四條 市町村の區域内に住所を有し、命令をもつて定める面積の農地について耕作の業務を管む者で年滿二十年以上のものは、市町村農業調整委員會の委員の選舉権及び被選舉権を有する。

7

2 前項の場合には市町村長は都道府縣知事の承認を受けて、市町村農業調整委員會の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において準用する場合を含む。)の規定による處分を含む。」の規定による處分をし、又は市町村農業調整委員會の處分に代るべき處分をすることができる。

8

3 市町村農業調整委員會が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないときも、また前項と同様とする。

9

(委員の解職の請求)
第十五條 市町村農業調整委員會の委員の選舉権を有する者は、その執行を終り、又はその執行を受けたことがなくなるまでの者は、選舉権及び被選舉権を有しない。

10

4 前項の場合には市町村長は都道府縣知事の承認を受けて、市町村農業調整委員會の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において準用する場合を含む。)の規定による處分をし、又は市町村農業調整委員會の處分に代るべき處分をすることができる。

11

5 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

12

6 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

13

7 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

14

8 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

15

9 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

16

10 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

17

11 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

18

12 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

19

13 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

20

14 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

21

15 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

22

16 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

23

17 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

24

18 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

25

19 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

26

20 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

27

21 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

28

22 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

29

23 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

30

24 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

31

25 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

32

26 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

33

27 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

34

28 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

35

29 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

36

30 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

より互選される委員の外、五人を限り、委員を選任することができる。

5 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

(委員の解職の請求)
第十三條 第三項の規定により、都道府縣農業調整委員會の委員を互選することのできる者は、同一の選舉區に屬し、同項の規定により互選された都道府縣農業調整委員會の委員の解職を請求することができる。

6

5 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

7

6 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

8

7 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

9

8 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

10

9 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

11

10 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

12

11 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

13

12 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

14

13 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

15

14 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

16

15 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

17

16 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

18

17 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

19

18 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

20

19 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

21

20 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

22

21 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

23

22 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

24

23 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

25

24 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

26

25 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

27

26 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

28

27 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

29

28 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

30

29 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

31

30 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

32

31 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

33

32 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

34

33 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

35

34 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

36

35 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

37

36 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

38

37 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

39

38 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

40

39 前項の場合には、第十三條第六項の規定を適用する。

(地方農業調整委員會)

第二十五條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、區域を定めて地方農業調整委員會を置き、

都道府縣農業調整委員會の権限に属する事項で當該區域に關するものを處理させることができる。

2 地方農業調整委員會は、會長及び委員をもつてこれを組織する。

3 會長は、當該區域を所管する支廳若しくは地方事務所の長又は當該區域内の市町村長を都道府縣知事の指定する者をもつてこれに充てる。

4 委員は、第一項の區域内の市町村に設置された市町村農業調整委員會ごとに第十三條第三項の規定(第十九條第三項において適用する場合を含む。)により選舉された委員の中から二人を互選する。(選用)

第三十六條 地域農業調整委員會には、第十六條から第十八條まで、

第二十條、第二十二條第四項第五項及び第二十三條の規定を準用する。この場合において、第十六條中「第十二條第二項」と、第十七條第一項中「市町村長」とあるのは「第十五條第一項」と、「市町村の區域内」とあるのは「地方農業調整委員會の區域内」とあるのは「都道府縣知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて」とあるのは「都道府縣知事は」、「第五條第一項若しくは第六條第二項(第八條第五項において適用する場合を含む。)とあるのは「第四條第一項若しくは第

二項」と、第十八條中「市町村」とあ

るの「都道府縣」と、第二十二條

第四項中「五人」とあるのは「三人」と、第二十三條中「前條第三項」と

あるのは「第二十五條第四項」と、

「選舉區」とあるのは「市町村農業調整委員會」と読み替えるものとする。

(特別市等の特別)

第二十七條 この法律中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、

特別市にあつては特別市又は特別

市の市長に、市町村又は市町村長に關する規定は、特別區のある地

にあつては特別區又は特別區の區

長に、地方自治法第五百五十五條第二項の市にあつては區又は區長

に、特別市にあつては行政區又は

行政區の區長に、全部事務組合又

は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者にこれを適

用する。

(行政による報告及び調査)

第二十八條 行政廳は、農業計畫を定め又はこれを實施するため必要があると認めるときは、命令の定め

あるところにより、農地の面積、地力その他の状況又は作付及び收穫の実績等につき、必要な報告を

徴し、又は當該官吏若しくは吏員に農地その他必要な場所に臨んで、その状況を調査させることができる。

(罰則)

2 前項の規定により調査を行う當該官吏若しくは吏員は、命令の定めところにより、その身分を示す證票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第二十九條 第十條第一項の規定によれば、遠反した者は、これを三萬圓以下の罰金に處する。

三十條 第十一條第四項の規定によれば、遠反した者はこれを五千圓以下の罰金に處する。

三十條 第十一條第四項の規定によれば、遠反した者はこれを五千圓以下の罰金に處する。